

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

釧路市は住民基本台帳事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

釧路市長

公表日

令和8年8月31日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	住民基本台帳に関する事務
②事務の内容	市町村(特別区を含む。)(以下「市町村」という。))が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、市町村の住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。 住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。))に基づき作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一に行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。 また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システムを都道府県と共同して構築している。 釧路市は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。))の規程に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 ②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載修正 ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知 ⑤本人又は同一の世帯に属する者、その他法で定める者の請求による住民票の写し等の交付 ⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 ⑦地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。))への本人確認情報の照会 ⑧住民からの請求に基づく住民票コード及び個人番号の変更 ⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付 ⑩個人番号カード等を用いた本人確認 ⑪個人番号カードを用いた住民票の写し等のコンビニ交付 なお、⑨のうち、個人番号の通知及び個人番号カードの作成等に係る事務については、番号法の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令第35条第1項により、機構に対する事務の委任が認められている。そのため、当該事務においては、事務を委任する機構への関係情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。
③対象人数	[10万人以上30万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	住民記録システム(以下、「既存住民記録システム」という。)
②システムの機能	1. 住民基本台帳の記載 転入、出生、入国、職権等により住民基本台帳に新たに住民を記載(住民票を作成)する機能 2. 住民基本台帳の記載変更 住民基本台帳に記載されている事項に変更があったときに、記載内容を修正する機能 3. 住民基本台帳の消除処理 転出、死亡、出国、職権等により住民基本台帳から住民に関する記載を消除(住民票を除票)する機能 4. 住民基本台帳の照会 住民基本台帳から該当する住民に関する記載(住民票)を照会する機能 5. 帳票の発行機能 住民票の写し、住民票記載事項証明書、転出証明書、住民票コード通知書等の各種帳票を発行する機能 6. 住民基本台帳の統計機能 異動集計表や、人口統計用の集計表を作成する機能 7. 住民基本台帳ネットワークシステムとの連携機能 機構、他の地方自治体と住民基本台帳ネットワークシステムを通じ連携する機能。 8. 法務省への通知事項の作成機能 外国人住民票の記載等に応じて、市町村通知の作成を行う機能 9. 戸籍システムへの連携 住民票の記載等に応じ、戸籍システムへ附票情報等を連携する機能 10. 住民票関係情報の提供 情報提供ネットワークシステムを通じ法令に基づく住民票関係情報の提供機能 11. 個人番号カード及び住民基本台帳カードの発行状況確認 個人番号カード及び住民基本台帳カードの交付状況を確認する機能 12. 個別事項情報の管理 住民票個別事項項目となる、国民健康保険、国民年金、介護保険及び後期高齢者医療の資格情報、児童手当の支給に関する情報、選挙人名簿への登録情報を管理する機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 (コンビニ交付システム)

システム2～5	
システム2	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム(以下「住基ネット」という。) ※後述の「3. 特定個人情報ファイル名」に示す「(2)本人確認情報ファイル」及び「(3)送付先情報ファイル」は、住基ネットの構成要素のうち、市町村コミュニケーション・サーバー(以下「市町村CS」という。)において管理がなされているため、以降は、住基ネットのうちの市町村CS部分について記載する。
②システムの機能	1. 本人確認情報の更新 既存住記システムにおいて住民票の記載事項の変更または新規作成が発生した場合に、当該情報を元に市町村CSの本人確認情報を更新し、都道府県サーバへ更新情報を送信する。 2. 本人確認 特例転入処理や住民票の写しの広域交付などを行う際、窓口における本人確認のため、提示された個人番号カード等を元に住基ネットが保有する本人確認情報に照会を行い、確認結果を画面上に表示する。 3. 住民票の写しの交付の特例 住民票の写しの広域交付の請求を行い、受信結果を印刷する。 4. 個人番号カードを利用した転入(特例転入) 転入の届出を受け付けた際に、あわせて個人番号カードが提示された場合、当該個人番号カードを用いて転出情報の画面表示、印刷、継続利用手続き等の転入処理する。 5. 本人確認情報検索 統合端末において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 6. 機構への情報照会 全国サーバに対して住民票コード、個人番号または4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。 7. 本人確認情報整合 本人確認情報ファイルの内容が、都道府県知事が都道府県サーバにおいて保有している都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構が全国サーバにおいて保有している機構保存本人確認情報ファイルと整合することを確認するため、都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する。 8. 送付先情報通知 個人番号の通知に係る事務の委任先である機構において、住民に対して番号通知書類(通知カード、個人番号カード交付申請書等)を送付するため、既存住記システムから当該市町村の住民基本台帳に記載されている者の送付先情報を抽出し、当該情報を、機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに通知する。 9. 個人番号カード管理システムとの情報連携 機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに対し、個人番号カードの交付、廃止、回収または一時停止解除に係る情報や個人番号カードの返還情報等を連携する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()
システム3	
①システムの名称	住基ゲートウェイシステム(以下「住基GW」という)
②システムの機能	1. データ連携機能 既存住記システムとデータの受け渡しを行う。 2. 文字コード変換機能 既存住記システムで使用する文字コードと住基ネットで使用する文字コードの変換を行う。 3. 市町村CS向け送信電文編集 本人確認情報更新要求等の電文の編集を行い、市町村CS送信用のファイルの作成を行う。 4. 住記向け送信電文編集 転出証明情報通知等、市町村CSから受信した電文の編集を行い、既存住記システム送信用ファイルの作成を行う。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☒ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他 (法務省在留カード等発行システム)

システム4	
①システムの名称	番号連携サーバ
②システムの機能	1. 宛名管理機能 既存住記システムより宛名の異動データを取り込み、個人番号にて同一人判定を行い、団体内統合宛名番号を採番し管理する。 2. 情報提供機能 各業務システムより異動データを取り込み、中間サーバーに連携する。 3. 情報照会機能 各業務の宛名番号で対象者を検索し、他機関への情報提供を依頼し、結果をオンライン画面にて表示する。 4. 符号要求機能 処理通番を要求及び受信し、符号要求データを住基ネットへ送信する。
③他のシステムとの接続	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 宛名システム等 ☐ その他（ ☐ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 税務システム)

システム5	
①システムの名称	中間サーバ
②システムの機能	1. 符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。 2. 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。 3. 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。 4. 既存システム接続機能 中間サーバと既存システム、番号連携サーバ及び既存住記システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。 5. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。 6. 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する。 7. データ送受信機能 中間サーバと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。 8. セキュリティ管理機能 暗号化／復号機能と、鍵情報及び照会許可照合リスト情報を管理する。 9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。 10. システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う。
③他のシステムとの接続	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()
システム6～10	
システム6	
①システムの名称	コンビニ交付システム
②システムの機能	1. 証明書の発行機能 住民票の写し、印鑑登録証明書等を発行 2. 個人番号カードの利用管理機能 個人番号カードを利用し、コンビニ等で住民票等証明書取得するための設定機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他 (証明書交付センター)
システム16～20	

3. 特定個人情報ファイル名	
(1)住民基本台帳ファイル (2)本人確認情報ファイル (3)送付先情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	1. 番号法(平成25年5月31日法律第27号) ・第7条(指定及び通知) ・第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等) 2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号)(平成25年5月31日法律第28号施行時点) ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) ・第8条(住民票の記載等) ・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(以下「利用特定個人情報の提供に関する命令」という)第二条 (利用特定個人情報の提供に関する命令における情報提供の根拠) 第二条表中第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項うち、第四欄(利用特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、5、7、11、13、15、20、28、37、39、48、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、91、92、96、106、108、110、112、115、118、124、129、130、132、136、137、138、141、142、144、149、150、151、152、155、156、158、160、163、164、165、166の項) (利用特定個人情報の提供に関する命令における情報照会の根拠) なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない)
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	釧路市市民環境部戸籍住民課
②所属長の役職名	課長
7. 他の評価実施機関	
-	

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(1) 住民基本台帳ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	システム用ファイル ☐ システム用ファイル ☐ その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 ☐ 1万人未満 ☐ 1万人以上10万人未満 ☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 100万人以上1,000万人未満 ☐ 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す) ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が消除(死亡による消除を除く。)された者(以下「消除者」という。)を含む
その必要性	法令に基づき住民基本台帳を作成し必要に応じて住民票に記載、消除又は修正すべきとされているため。
④記録される項目	50項目以上100項目未満 ☐ 10項目未満 ☐ 10項目以上50項目未満 ☐ 50項目以上100項目未満 ☐ 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 ☐ 個人番号 ☐ 個人番号対応符号 ☐ その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 ☐ 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) ☐ 連絡先(電話番号等) ・業務関係情報 ☐ 生活保護・社会福祉関係情報 ☐ 介護・高齢者福祉関係情報 ☐ 雇用・労働関係情報 ☐ 年金関係情報 ☐ 学校・教育関係情報 ☐ 災害関係情報 ☐ その他 (選挙、戸籍、印鑑登録、在留資格に関する情報)
その妥当性	住基法第7条(住民票の記載事項)にて住民票に記載すべきものとされている。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年6月
⑥事務担当部署	戸籍住民課、鳥取支所、阿寒町行政センター市民課、阿寒湖温泉支所、音別町行政センター市民課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 () ☐ 行政機関・独立行政法人等 () ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 () ☐ 民間事業者 () ☐ その他 ()
②入手方法		☐ 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ ☐ 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 (住基ネット)
③使用目的 ※		住基法に基づき住民基本台帳に記録するため。
④使用の主体	使用部署	戸籍住民課、鳥取支所、阿寒町行政センター市民課、阿寒湖温泉支所、音別町行政センター市民課
	使用者数	[50人以上100人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		・住民基本台帳へ記載することで、本人からの希望及び使用目的に応じて住民票の写しに記載する。 ・機構、北海道及び他市町村間での通知に使用する。 ・個人番号の管理を行う。
	情報の突合	・住民異動届の際に入手する場合は、個人番号カード若しくは通知カードとその他本人確認書類で突合を行う。 ・機構で新たに個人番号が生成された場合は、個人番号の要求時に提供を行っている住民票コードと突合を行う。
⑥使用開始日		平成27年6月1日
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件
委託事項1		既存住記システムの保守業務委託
①委託内容		既存住記システムの保守業務等
②委託先における取扱者数		[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		富士通Japan株式会社
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）

[illegible]

⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☒ その他 （番号連携サーバー、宛名管理システム）
⑦時期・頻度	庁内連携システムを通じて特定個人情報の提供依頼があったとき。
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	番号法第9条第1項別表第一に定める事務実施所管課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一、番号法第9条第2項に基づく条例
②移転先における用途	番号法第9条第1項別表第一に定める各事務
③移転する情報	住所、氏名、生年月日、性別、世帯情報等の住民基本台帳情報
④移転する情報の対象となる 本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 （
⑦時期・頻度	庁内連携システムを通じて特定個人情報の提供依頼があったとき。
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	カードキーによる入退室管理を行っているサーバ室内に設置したサーバに保管。サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要となる。 <ガバメントクラウドにおける措置> サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ①ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ②日本国内でのデータ保管を条件としていること。 特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。 特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用した
7. 備考	

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
(2) 本人確認情報ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] ＜選択肢＞ 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)	
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
③対象となる本人の範囲 ※	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す) ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が消除(死亡による消除を除く。)された者(以下「消除者」という。)を含む	
その必要性	住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(本人確認情報ファイル)において区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する必要があるため。	
④記録される項目	[50項目以上100項目未満] ＜選択肢＞ 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上	
主な記録項目 ※	・識別情報 [☐] 個人番号 [☐] 個人番号対応符号 [☐] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [☐] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [☐] 連絡先(電話番号等) [☐] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [☐] 国税関係情報 [☐] 地方税関係情報 [☐] 健康・医療関係情報 [☐] 医療保険関係情報 [☐] 児童福祉・子育て関係情報 [☐] 障害者福祉関係情報 [☐] 生活保護・社会福祉関係情報 [☐] 介護・高齢者福祉関係情報 [☐] 雇用・労働関係情報 [☐] 年金関係情報 [☐] 学校・教育関係情報 [☐] 災害関係情報 [☐] その他 ()	
	その妥当性	・個人番号、4情報、その他住民票関係情報 住基ネットを通じて本人確認を行うために必要な情報として、住民票の記載等に係る本人確認情報(個人番号、4情報、住民票コード及びこれらの変更情報)を記録する必要があるため。
	全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年6月	
⑥事務担当部署	戸籍住民課、鳥取支所、阿寒町行政センター市民課、阿寒湖温泉支所、音別町行政センター市民課	
3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	[☐] 本人又は本人の代理人 [☐] 評価実施機関内の他部署 () [☐] 行政機関・独立行政法人等 () [☐] 地方公共団体・地方独立行政法人 () [☐] 民間事業者 () [☒] その他 (自部署)	

②入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☒ その他 (既存住記システム)
③使用目的 ※		住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(本人確認情報ファイル)において区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供するため。
④使用の主体	使用部署	戸籍住民課、鳥取支所、阿寒町行政センター市民課、阿寒湖温泉支所、音別町行政センター市民課
	使用者数	[50人以上100人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		・住民票の記載事項の変更又は新規作成が生じた場合、既存住記システムから当該本人確認情報の更新情報を受領し(既存住記システム→住基GW→市町村CS)、受領した情報を元に本人確認情報ファイルを更新し、当該本人確認情報の更新情報を都道府県知事に通知する(市町村CS→都道府県サーバ)。 ・住民から提示された個人番号カードに登録された住民票コードをキーとして本人確認情報ファイルを検索し、画面に表示された本人確認情報と申請、届出書等の記載内容を照合し確認することで本人確認を行う(個人番号カード→市町村CS)。 ・4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報ファイルの検索を行う。 ・本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事保存本人確認情報ファイル(都道府県サーバ)及び機構保存本人確認情報ファイル(全国サーバ)と整合することを確認するため、都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する。(市町村CS→都道府県サーバ/全国サーバ)
	情報の突合	・本人確認情報ファイルを更新する際に、受領した本人確認情報に関する更新データと本人確認情報ファイルを、住民票コードをもとに突合する。 ・個人番号カードを用いて本人確認を行う際に、提示を受けた個人番号カードと本人確認情報ファイルを、住民票コードをもとに突合する。
⑥使用開始日		平成27年6月1日
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件
委託事項1		市町村CSの保守業務
①委託内容		市町村CSの保守業務
②委託先における取扱者数		[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		富士通Japan株式会社
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	託先及び再委託先から申請書の提出を受け、承諾を判断している。 また、承諾する条件として、再委託先の管理・監督業務を行うことを条件としている。
	⑥再委託事項	システム保守業務の一部
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[☒] 提供を行っている (2) 件 [☐] 移転を行っている () 件 [☐] 行っていない
提供先1	都道府県
①法令上の根拠	住基法第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)
②提供先における用途	・市町村より受領した住民の本人確認情報の変更情報(当該提供情報)を元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルの当該住民に係る情報を更新し、機構に通知する。 ・住基法に基づいて、本人確認情報の提供及び利用等を行う。
③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☒ その他 (住基ネット) ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	住民基本台帳への記載事項において、本人確認情報に係る変更又は新規作成が発生した都度、随時。
提供先2～5	
提供先2	都道府県及び地方公共団体情報システム機構(機構)
①法令上の根拠	住基法第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)
②提供先における用途	住民基本台帳の正確な記録を確保するために、本人確認情報ファイルの記載内容(当該提供情報)と都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構保存本人確認情報ファイルの記載内容が整合することを確認する。
③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☒ その他 (住基ネット) ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	必要に応じて随時(1年に1回程度)
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(3) 送付先情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	システム用ファイル ☐ システム用ファイル ☐ その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 ☐ 1万人未満 ☐ 1万人以上10万人未満 ☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 100万人以上1,000万人未満 ☐ 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す)
その必要性	番号法第7条第1項(指定及び通知)に基づき、通知カードを個人番号の付番対象者全員に送付する必要がある。 また、同法第17条第1項(個人番号カードの交付等)により、個人番号カードは通知カードと引き換えに交付することとされていることから、合わせて、交付申請書を通知カード送付者全員に送付する必要がある。 法令に基づき、これらの事務の実施を機構に委任する。
④記録される項目	50項目以上100項目未満 ☐ 10項目未満 ☐ 10項目以上50項目未満 ☐ 50項目以上100項目未満 ☐ 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 ☐ 個人番号 ☐ 個人番号対応符号 ☐ その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 ☐ 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) ☐ 連絡先(電話番号等) ☐ その他住民票関係情報 ・業務関係情報 ☐ 国税関係情報 ☐ 地方税関係情報 ☐ 健康・医療関係情報 ☐ 医療保険関係情報 ☐ 児童福祉・子育て関係情報 ☐ 障害者福祉関係情報 ☐ 生活保護・社会福祉関係情報 ☐ 介護・高齢者福祉関係情報 ☐ 雇用・労働関係情報 ☐ 年金関係情報 ☐ 学校・教育関係情報 ☐ 災害関係情報 ☐ その他 (通知カード及び交付申請書の送付先の情報)
その妥当性	・個人番号、4情報、その他住民票関係情報 個人番号カードの券面記載事項として、法令に規定された項目を記録する必要がある。 ・その他(通知カード及び交付申請書の送付先の情報) 機構に対し、法令に基づき通知カード及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を委任するために、個人番号カードの券面記載事項のほか、通知カード及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月
⑥事務担当部署	戸籍住民課、鳥取支所、阿寒町行政センター市民課、阿寒湖温泉支所、音別町行政センター市民課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 () ☐ 行政機関・独立行政法人等 () ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 () ☐ 民間事業者 () ☒ その他 (自部署)
②入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☒ その他 (既存住基システム)
③使用目的 ※		法令に基づく委任を受けて通知カード及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、通知カード及び個人番号カード交付申請書の送付先情報を提供するため。
④使用の主体	使用部署	戸籍住民課、鳥取支所、阿寒町行政センター市民課、阿寒湖温泉支所、音別町行政センター市民課
	使用者数	[50人以上100人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		・既存住基システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、通知カード及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を法令に基づいて委任する機構に対し提供する。(既存住基システム→市町村CS又は電子記録媒体→個人番号カード管理システム(機構))
	情報の突合	入手した送付先情報に含まれる4情報等の変更の有無を確認する(最新の4情報等であることを確認するため、機構(全国サーバ)が保有する「機構保存本人確認情報」との情報の突合を行う。
⑥使用開始日		平成27年10月5日
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件
委託事項1		市町村CSの運用サポートおよび保守業務
①委託内容		市町村CSの運用サポート・保守作業
②委託先における取扱者数		[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		富士通Japan株式会社
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	託先及び再委託先から申請書の提出を受け、承諾を判断している。 また、承諾する条件として、再委託先の管理・監督業務を行うことを条件としている。
	⑥再委託事項	システム保守業務の一部
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)		
提供・移転の有無		☒ 提供を行っている (1) 件 ☐ 移転を行っている () 件 ☐ 行っていない

提供先1	地方公共団体情報システム機構(機構)
①法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令第36条
②提供先における用途	市町村からの法令に基づく委任を受け、通知カード及び交付申請書を印刷し、送付する。
③提供する情報	2. ④記録される項目」と同じ。
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [○] その他 (住民基本台帳ネットワークシステム) [] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙
⑦時期・頻度	使用開始日から通知カード送付までの一定の期間に、番号法施行日時点における住民の送付先情報をまとめて提供する。(以降、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度提供する)
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 () [] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙
⑦時期・頻度	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	カードキーによる入退室管理を行っているサーバ室内に設置したサーバに保管。サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要となる。
7. 備考	
—	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

(1) 住民基本台帳ファイル

1. 個人番号 2. カナ氏名 3. カナ通称名 4. 漢字氏名 5. 英字氏名 6. 漢字通称名 7. 生年月日 8. 性別 9. 続柄
10. 住民日 11. 住民日届出日 12. 住民区分 13. 世帯番号 14. 現住所コード 15. 現住所 16. 郵便番号
17. カナ世帯主名 18. 漢字世帯主名 19. 英字世帯主名 20. 世帯主通称名 21. 世帯区分 22. 選挙区コード
23. 小学校区コード 24. 中学校区コード 25. 作成更新日 26. 住定日 27. 住定届出日 28. 住定事由 29自治体コード
30. 現住所異動事由コード 31. 前住所コード 32. 前住所郵便番号 33. 本籍地住所コード 34. 筆頭者名 35. 消除日
36. 消除届出日 37. 消除事由 38. 国籍 39. 在留資格 40. 在留期間 41. 在留期間等終了日 42. 在留カード等の番号
43. 住民票コード 44. 国保資格 45. 国保番号 46. 国保証番号 47. 国保得喪日 48. 国保退職得喪日 49. 国保資格区分
50. 国保加入区分 51. 国保退本扶区分 52. 国保老健区分 53. 基礎年金資格 54. 基礎年金番号 55. 基礎年金種別
56. 基礎年金得喪日 57. 選挙資格 58. 選挙登録日 59. 児童手当資格 60. 児童手当該当日 61. 印鑑資格 62. 印鑑番号
63. 介護資格得喪フラグ 64. 介護資格異動日 65. 介護資格異動事由 66. 介護市町村コード 67. 介護被保険者区分
68. 介護資格取得日 69. 介護資格喪失日 70. 介護第一号該当日 71. 介護被保険者番号 72. 介護最新要介護区分
73. 介護最新認定有効期間 74. 転出予定日 75. 後期資格異動日 76. 後期資格異動事由 77. 後期市町村コード
78. 後期保険者番号 79. 後期保険者番号適用年月日 80. 後期保険者資格取得年月日 81. 後期保険者資格喪失年月日
82. 後期保険者資格取得事由 83. 後期保険者資格喪失事由 84. 外国人住民日 85. 旧氏漢字 86. 旧氏かな

(2) 本人確認情報ファイル

1. 住民票コード 2. 漢字氏名 3. 外字数(氏名) 4. ふりがな氏名 5. 清音化かな氏名 6. 生年月日 7. 性別
8. 市町村コード 9. 大字・字コード 10. 郵便番号 11. 住所 12. 外字数(住所) 13. 個人番号 14. 住民となった日
15. 住所を定めた日 16. 届出の年月日 17. 市町村コード(転入前) 18. 転入前住所 19. 外字数(転入前住所)
20. 続柄 21. 異動事由 22. 異動年月日 23. 異動事由詳細 24. 旧住民票コード 25. 住民票コード使用年月日
26. 依頼管理番号 27. 操作者ID 28. 端末操作ID 29. 更新順番号 30. 異常時更新順番号 31. 更新禁止フラグ
32. 予定者フラグ 33. 排他フラグ 34. 外字フラグ 35. レコード状況フラグ 36. タイムスタンプ 37. 旧字漢字 38. 旧字かな

(3) 送付先情報ファイル

1. 送付先管理番号 2. 送付先郵便番号 3. 送付先住所 漢字項目長 4. 送付先住所 漢字 5. 送付先住所 漢字 外字数
6. 送付先氏名 漢字項目長 7. 送付先氏名 漢字 8. 送付先氏名 漢字 外字数 9. 市町村コード 10. 市町村名 項目長
11. 市町村名 12. 市町村郵便番号 13. 市町村住所 項目長 14. 市町村住所 15. 市町村住所 外字数
16. 市町村電話番号 17. 交付場所名 項目長 18. 交付場所名 19. 交付場所名 外字数 20. 交付場所郵便番号
21. 交付場所住所 項目長 22. 交付場所住所 23. 交付場所住所 外字数 24. 交付場所電話番号
25. カード送付場所名 項目長 26. カード送付場所名 27. カード送付場所名 外字数 28. カード送付場所郵便番号
29. カード送付場所住所 項目長 30. カード送付場所住所 31. カード送付場所住所 外字数 32. カード送付場所電話番号
33. 対象となる人数 34. 処理年月日 35. 操作者ID 36. 操作端末ID 37. 印刷区分 38. 住民票コード
39. 氏名 漢字項目長 40. 氏名 漢字 41. 氏名 漢字 外字数 42. 氏名 かな項目長 43. 氏名 かな 44. 郵便番号
45. 住所 項目長 46. 住所 47. 住所 外字数 48. 生年月日 49. 性別 50. 個人番号 51. 第30条の45に規定する区分
52. 在留期間の満了の日 53. 代替文字変換結果 54. 代替文字氏名 項目長 55. 代替文字氏名
56. 代替文字住所 項目長 57. 代替文字住所 58. 代替文字氏名位置情報 59. 代替文字住所位置情報 60. 外字フラグ
61. 外字パターン 62. 旧氏漢字 63. 旧氏かな 64. ローマ字氏名 65. ローマ字通称 66. ローマ字旧字

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(1) 住民基本台帳ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・届出の窓口において届出内容や本人確認書類（身分証明書等）の確認を行い、対象者以外の情報の入手を防止する。 ・届出書をシステムへ入力後、異動届とシステムの入力内容を照合し、確認を行う。 ・住基ネットを通じての入手は対象者以外の情報を入手できないよう、仕組みとして担保されている。 ・届出書に記載された情報以外は入力できない仕組みとなっている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
・住民記録に関する各届出においては、本人あるいは代理人による届出のみを受領することとし、受領の際は必ず本人あるいは代理人の本人確認及び委任状の確認を行うこととしている。 ・住民基本台帳ネットワークシステムから入手する場合は、住民基本台帳ネットワークシステムCSの認証・監査、証跡機能により特定の権限者以外は操作が行えず、また、情報照会・提供の記録が保持される仕組みが確立されている。	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・庁内システムにおける市町村CSへのアクセスは住基GW（既存住記システム）に限定しており、また、住基GWと市町村CS間では、法令に基づく事務で使用する以外の情報との紐付けは行わない。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・システムを利用する必要がある職員を特定し、ユーザーIDによる識別とパスワードによる認証を実施する。 ・認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザーがシステム上で利用可能な機能を制限することで不適切な方法で入手が行えない対策を実施する。
その他の措置の内容	・システムの操作履歴を記録する。 ・システム利用職員に対して、事務外利用の禁止等について指導する。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
・統合端末ディスプレイを来庁者から見えない位置に置く。 ・端末機は、スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり特定個人情報を表示させない。 ・スクリーンセーバの解除は再度ID/パスワードの入力を行い、ログインすることが必要となる。	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク： 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	個人情報取扱注意事項として以下を契約書に明記している。 ・秘密の保持及び適正管理 ・目的外利用及び提供の禁止 ・収集制限及び複写、複製の禁止 ・提供資料等の返還 ・事故発生時における報告義務	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	再委託については、事前申請書を提出させ、委託者及び受託者の管理監督のもと、委託先と同様のセキュリティ確保を行わせる。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	使用部署からデータ利用申請を提出させ、事務担当部署がその法的根拠等を判断し、承認したもののみ提供・移転を許可することを内部規程に定めている。	
その他の措置の内容	・庁内連携では、データの提供・移転が認められた先からのみ連携システムへのアクセスを許可し、かつ、連携システムへデータを提供・移転している。 ・違反行為を行った場合は、個人情報保護条例の罰則規定により措置を講じる。 ・個人番号の盗用等が発生した場合は、番号法第7条第2項により、職権及び該当者からの申請により個人番号の変更を行う。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	番号法に基づき情報照会者及び提供可能な特定個人情報について、システム及び職員による確認により、不正な提供ができない仕組みを構築する。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	番号法に基づき情報照会者及び提供可能な特定個人情報について、システム及び職員による確認により、不正な提供ができない仕組みを構築する。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
情報提供ネットワークシステムにおいてのリスク及びそのリスクに対する措置については、今後国が作成、公表を行う情報提供ネットワークシステムの特定期間個人情報保護評価において明示される予定である。			
7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	
その内容			
再発防止策の内容			
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
＜物理的対策としてのガバメントクラウドにおける措置＞ ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 ＜技術的対策としてのガバメントクラウドにおける措置＞ ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。))又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。))は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 ＜消去手順に関するガバメントクラウドにおける措置＞ データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。	
8. 監査	
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査
9. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	・職員に対しては、個人情報保護に関する研修を行っている。
10. その他のリスク対策	
—	

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(2) 本人確認情報ファイル (3) 送付先情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	本人確認情報の入手元は既存住記システム((1)住民基本台帳ファイル)に限定されるため、既存住記システムへの情報の登録の際に、届出・申請等の窓口において届出・申請内容や本人確認書類(身分証明書等)の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。 ・平成14年6月10日総務省告示第334号(第6ー7 本人確認情報の通知及び記録)等により市町村CSにおいて既存住記システムを通じて入手することとされている情報以外を入手できないことを、システム上で担保する。 ・正当な利用目的以外の目的にデータベースが構成されることを防止するため、本人確認情報の検索を行う際の検索条件として、少なくとも性別を除く2情報以上(氏名と住所の組み合わせ、氏名と生年月日の組み合わせ)の指定を必須とする。
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・市町村CSと統合宛名システム間の接続は行わない。 ・庁内システムにおける市町村CSへのアクセスは住基GW(既存住記システム)に限定しており、また、住基GWと市町村CS間では、法令に基づく事務で使用する以外の情報との紐付けは行わない。 ・市町村CSのサーバ上には住基ネットの管理及び運用に必要なソフトウェア以外作動させず、また、市町村CSが設置されたセグメントにある通信機器には、権限の無い者が接続できないよう、適切な対策(監視システムによる制御)を講じている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・端末機の生体認証により操作者認証を行っており、操作者の種別ごとに住基ネットが保有するデータ等へ接続できる範囲を限定している。 ・認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで不正利用が行えない対策を実施している。
その他の措置の内容	システムの操作履歴を記録する。 ・システム利用職員に対して、事務外利用の禁止等について指導する。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
—			
7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	
その内容			
再発防止策の内容			
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
—			
8. 監査			
実施の有無	[☒] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
具体的な方法	・住基ネット関係職員(任用された非常勤職員、臨時職員等を含む。)に対して、初任時及び一定期間毎に、必要な知識の習得に資するための研修を実施している。		
10. その他のリスク対策			
—			

Ⅳ 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	釧路市総合政策部市民協働推進課市民協働係 釧路市黒金町7丁目5番地 電話0154-31-4503
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	釧路市市民環境部戸籍住民課 釧路市黒金町8丁目2番地 電話0154-31-4523
②対応方法	問い合わせの受付時に受付票を起案し、対応について記録を残す。

Ⅴ 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和7年1月31日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	—
②方法	—
③結果	—

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月30日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	戸籍住民課長 鈴木 勝仁	市民環境部次長 松田 富雄	事後	重要な変更にあたらないため(人事異動)
平成29年5月30日	II 特定個人情報ファイルの概要(住民基本台帳ファイル) 2. 基本情報 ⑤保有開始日	平成27年6月予定	平成27年6月	事後	保有開始日の見直し
平成29年5月30日	II 特定個人情報ファイルの概要(住民基本台帳ファイル) 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	戸籍住民課、鳥取支所、鳥取支所分室、春採支所、桜ヶ岡支所、大楽毛支所、阿寒町行政センター市民課、阿寒湖温泉支所、布伏内出張所、音別町行政センター市民課	戸籍住民課、鳥取支所、鳥取支所分室、春採支所、桜ヶ岡支所、大楽毛支所、阿寒町行政センター市民課、阿寒湖温泉支所、音別町行政センター市民課	事後	重要な変更にあたらないため(出張所閉鎖)
平成29年5月30日	II 特定個人情報ファイルの概要(住民基本台帳ファイル) 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体 使用部署	戸籍住民課、鳥取支所、鳥取支所分室、春採支所、桜ヶ岡支所、大楽毛支所、阿寒町行政センター市民課、阿寒湖温泉支所、布伏内出張所、音別町行政センター市民課	戸籍住民課、鳥取支所、鳥取支所分室、春採支所、桜ヶ岡支所、大楽毛支所、阿寒町行政センター市民課、阿寒湖温泉支所、音別町行政センター市民課	事後	重要な変更にあたらないため(出張所閉鎖)
平成29年5月30日	II 特定個人情報ファイルの概要(住民基本台帳ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2及び提供先3 ①法令上の根拠	番号法第19条第9号に基づく条例(予定)	番号法第19条第9号に基づく条例	事後	法令上の根拠見直し
平成29年5月30日	II 特定個人情報ファイルの概要(住民基本台帳ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一、番号法第9条第2項に基づく条例(予定)	番号法第9条第1項別表第一、番号法第9条第2項に基づく条例	事後	法令上の根拠見直し
平成29年5月30日	II 特定個人情報ファイルの概要(本人確認情報ファイル) 2. 基本情報 ⑤保有開始日	平成27年6月予定	平成27年6月	事後	保有開始日の見直し
平成29年5月30日	II 特定個人情報ファイルの概要(本人確認情報ファイル) 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	戸籍住民課、鳥取支所、鳥取支所分室、春採支所、桜ヶ岡支所、大楽毛支所、阿寒町行政センター市民課、阿寒湖温泉支所、布伏内出張所、音別町行政センター市民課	戸籍住民課、鳥取支所、鳥取支所分室、春採支所、桜ヶ岡支所、大楽毛支所、阿寒町行政センター市民課、阿寒湖温泉支所、音別町行政センター市民課	事後	重要な変更にあたらないため(出張所閉鎖)
平成29年5月30日	II 特定個人情報ファイルの概要(本人確認情報ファイル) 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体 使用部署	戸籍住民課、鳥取支所、鳥取支所分室、春採支所、桜ヶ岡支所、大楽毛支所、阿寒町行政センター市民課、阿寒湖温泉支所、布伏内出張所、音別町行政センター市民課	戸籍住民課、鳥取支所、鳥取支所分室、春採支所、桜ヶ岡支所、大楽毛支所、阿寒町行政センター市民課、阿寒湖温泉支所、音別町行政センター市民課	事後	重要な変更にあたらないため(出張所閉鎖)
平成29年5月30日	II 特定個人情報ファイルの概要(送付先情報ファイル) 2. 基本情報 ⑤保有開始日	平成27年10月予定	平成27年10月	事後	保有開始日の見直し
平成29年5月30日	II 特定個人情報ファイルの概要(送付先情報ファイル) 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	戸籍住民課、鳥取支所、鳥取支所分室、春採支所、桜ヶ岡支所、大楽毛支所、阿寒町行政センター市民課、阿寒湖温泉支所、布伏内出張所、音別町行政センター市民課	戸籍住民課、鳥取支所、鳥取支所分室、春採支所、桜ヶ岡支所、大楽毛支所、阿寒町行政センター市民課、阿寒湖温泉支所、音別町行政センター市民課	事後	重要な変更にあたらないため(出張所閉鎖)
平成29年5月30日	II 特定個人情報ファイルの概要(送付先情報ファイル) 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体 使用部署	戸籍住民課、鳥取支所、鳥取支所分室、春採支所、桜ヶ岡支所、大楽毛支所、阿寒町行政センター市民課、阿寒湖温泉支所、布伏内出張所、音別町行政センター市民課	戸籍住民課、鳥取支所、鳥取支所分室、春採支所、桜ヶ岡支所、大楽毛支所、阿寒町行政センター市民課、阿寒湖温泉支所、音別町行政センター市民課	事後	重要な変更にあたらないため(出張所閉鎖)
平成29年5月30日	iv 開示請求、問合せ 2特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	釧路市市民環境部戸籍住民課 釧路市黒金町7丁目5番地 0154-31-4523	釧路市市民環境部戸籍住民課 釧路市黒金町8丁目2番地 0154-31-4523	事後	重要な変更にあたらないため(住所変更)
平成30年5月15日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属	市民環境部次長 松田 富雄	戸籍住民課長 久保田 仁	事後	重要な変更にあたらないため(人事異動)
平成31年2月21日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属	戸籍住民課長 久保田 仁	課長	事後	重要な変更にあたらないため(名称変更)
平成31年2月21日	III リスク対策 8.監	【 】内部監査	【○】内部監査	事後	重要な変更にあたらないため(新規実施)
平成31年2月21日	III リスク対策 8.監	・監査については現在行っていないが、今後実施に向けて検討を行う。	削除	事後	重要な変更にあたらないため(新規実施済)
令和7年2月25日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の内容		①個人番号カードを用いた住民票の写し等のコンビニ交付	事前	項目追加
令和7年2月25日	I 基本情報 4. 特定個人情報	2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号)(平成25年5月31日法律第28号施行時点)	2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号)	事後	法令等の改正に伴い変更
令和7年2月25日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム/システム1②システムの機能		10. 住民票関係情報の提供 情報提供ネットワークシステムを通じ法令に基づく住民票関係情報の提供機能 11. 個人番号カード及び住民基本台帳カードの発行状況確認 個人番号カード及び住民基本台帳カードの交付状況を確認する機能 12. 個別事項情報の管理 住民票個別事項項目となる、国民健康保険、国民年金、介護保険及び後期高齢者医療の資格情報、児童手当の支給に関する情報、選挙人名簿への登録情報を管理する機能	事後	項目追加

令和7年2月25日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム/システム1③他のシステムとの接続		【○】その他（コンビニ交付システム）	事後	項目追加
令和7年2月25日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム/システム6①システムの名称		コンビニ交付システム	事後	項目追加
令和7年2月25日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム/システム6②システムの機能		1 証明書の発行機能 住民票の写し、印鑑登録証明書等を発行 2 個人番号カードの利用管理機能 個人番号カードを利用し、コンビニ等で住民票等証明書取得するための設定機能	事後	項目追加
令和7年2月25日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム/システム6③他のシステムとの接続		【○】その他（証明書交付センター）	事後	項目追加
令和7年2月25日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携※	・番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）および別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） ・別表第二第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「住民票関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、77、80、84、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項） （別表第二における情報照会の根拠） ・なし（住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない）	・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（以下「利用特定個人情報の提供に関する命令」という）第二条（利用特定個人情報の提供に関する命令における情報提供の根拠） 第二条表中第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（利用特定個人情報）に「住民票関係情報」が含まれる項（1、2、3、5、7、11、13、15、20、28、37、39、48、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、91、92、96、106、108、110、112、115、118、124、129、130、132、136、137、138、141、142、144、149、150、151、152、155、156、158、160、163、164、165、166の項） （利用特定個人情報の提供に関する命令における情報照会の根拠） なし （住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない）	事後	番号整備法（平成25年法律第28号）施行に伴う変更
令和7年2月25日	II 特定個人情報ファイルの概要(1)住民基本台帳ファイル2. 基本情報⑥事務担当部署	戸籍住民課、鳥取支所、鳥取支所分室、春採支所、桜ヶ岡支所、大楽毛支所、阿寒町行政センター市民課、阿寒湖温泉支所、音別町行政センター市民課	戸籍住民課、鳥取支所、阿寒町行政センター市民課、阿寒湖温泉支所、音別町行政センター市民課	事後	一部支所分室閉鎖
令和7年2月25日	II 特定個人情報ファイルの概要(1)住民基本台帳ファイル3. 特定個人情報の入手・使用④使用の主体/使用部署	戸籍住民課、鳥取支所、鳥取支所分室、春採支所、桜ヶ岡支所、大楽毛支所、阿寒町行政センター市民課、阿寒湖温泉支所、音別町行政センター市民課	戸籍住民課、鳥取支所、阿寒町行政センター市民課、阿寒湖温泉支所、音別町行政センター市民課	事後	一部支所分室閉鎖
令和7年2月25日	II 特定個人情報ファイルの概要(1)住民基本台帳ファイル5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1	番号法第19条第7号別表第二に定める情報照会者（別紙1参照）	番号法第19条第8号別表第二に定める情報照会者	事後	法令等の改正に伴い変更
令和7年2月25日	II 特定個人情報ファイルの概要(1)住民基本台帳ファイル5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二	番号法第19条第8号別表第二	事後	法令等の改正に伴い変更
令和7年2月25日	II 特定個人情報ファイルの概要(1)住民基本台帳ファイル5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1③提供先における用途	番号法第19条第7号別表第二に定める各事務	番号法第19条第8号別表第二に定める各事務	事後	法令等の改正に伴い変更
令和7年2月25日	II 特定個人情報ファイルの概要(2)本人確認情報ファイル2. 基本情報⑥事務担当部署	戸籍住民課、鳥取支所、鳥取支所分室、春採支所、桜ヶ岡支所、大楽毛支所、阿寒町行政センター市民課、阿寒湖温泉支所、音別町行政センター市民課	戸籍住民課、鳥取支所、阿寒町行政センター市民課、阿寒湖温泉支所、音別町行政センター市民課	事後	一部支所分室閉鎖
令和7年2月25日	II 特定個人情報ファイルの概要(2)本人確認情報ファイル3. 特定個人情報の入手・使用④使用の主体/使用部署	戸籍住民課、鳥取支所、鳥取支所分室、春採支所、桜ヶ岡支所、大楽毛支所、阿寒町行政センター市民課、阿寒湖温泉支所、音別町行政センター市民課	戸籍住民課、鳥取支所、阿寒町行政センター市民課、阿寒湖温泉支所、音別町行政センター市民課	事後	一部支所分室閉鎖
令和7年2月25日	II 特定個人情報ファイルの概要(3)送付先情報ファイル2. 基本情報⑥事務担当部署	戸籍住民課、鳥取支所、鳥取支所分室、春採支所、桜ヶ岡支所、大楽毛支所、阿寒町行政センター市民課、阿寒湖温泉支所、音別町行政センター市民課	戸籍住民課、鳥取支所、阿寒町行政センター市民課、阿寒湖温泉支所、音別町行政センター市民課	事後	一部支所分室閉鎖
令和7年2月25日	(別添1) (1)住民基本台帳ファイル		85.. 旧氏漢字 86. 旧氏かな	事後	項目追加
令和7年2月25日	(別添1) (2)本人確認情報ファイル		37. 旧氏漢字 38. 旧氏かな	事後	項目追加
令和7年2月25日	(別添1) (3)送付先情報ファイル		61. 外字パターン 62.旧氏漢字 63.旧氏かな 64.ローマ字氏名 65.ローマ字通称 66.ローマ字旧氏	事後	項目追加
令和7年2月25日	III リスク対策 (1)住民基本台帳ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去/リスクへの対策は十分か	課題が残されている	十分である	事後	リスク対策の整備

令和7年2月25日	iv 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	釧路市総合政策部市民協働推進課市民協働担当 釧路市黒金町7丁目5番地 電話0154-31-4503	釧路市総合政策部市民協働推進課市民協働係 釧路市黒金町7丁目5番地 電話0154-31-4504	事後	部署名変更
令和8年8月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去	カードキーによる入退室管理を行っているサーバ室内に設置したサーバに保管。サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要となる。	カードキーによる入退室管理を行っているサーバ室内に設置したサーバに保管。サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要となる。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ①ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ②日本国内でのデータ保管を条件としていること。 特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。 特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。 ＜物理的対策としてのガバメントクラウドにおける措置＞ ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持ち出せないこととしている。 ＜技術的対策としてのガバメントクラウドにおける措置＞ ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリ	事前	ガバメントクラウド利用による変更
令和8年8月31日	III リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去/特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			事前	ガバメントクラウド利用による変更